農業経営者法人化等総合サポート事業における専門家募集要項

１　目　的

農業経営の改善や法人化などの課題を有する農業者に対し、課題解決のために派遣する専門家について、本要項に基づき募集する。

選定した専門家は、「農業経営者法人化等総合サポート事業に係る専門家登録規程（令和４年４月１日付け農経第２２２号農政部長通知）」（以下、「登録規程」という。）に基づき専門家名簿に登録する。

２　募集区分及び登録予定人数

（１）中小企業診断士及び社会保険労務士　若干名

（２）その他（農業経営DX・AI活用の専門家）　若干名

３　応募資格

次に掲げる（１）の共通要件及び（２）の募集区分ごとの個別要件を全て満たす者

（１）共通要件

登録規程　第１条に掲げる次のアからエまでの要件を全て満たす者

ア　本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（ 以下、「技能等」という。）を有すること。

イ　自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム（以下、「研修プログラム」という。）の支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の３科目を修了していること。

ウ　県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。

エ　以下のいずれかに該当すること。

（ア）技能等を活用した実務に１０年以上従事した経験を有する者

（イ）技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に５年以上従事した経験を有する者

（ウ）技能等に関する指導、教育、研究等に５年以上従事した経験を有する者

（エ）上記（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

（２）募集区分ごとの個別要件

ア　中小企業診断士及び社会保険労務士

次の（ア）から（イ）までの要件を全て満たす者

（ア）飛騨地域に在住又は在勤する者

（イ）中小企業診断士及び社会保険労務士の資格を有する者

イ　その他（農業経営DX・AI活用の専門家）

次の（ア）から（イ）までの要件を全て満たす者

（ア）システム開発や情報セキュリティに関する知見を有するとともに、AIの導入又は活用支援に関する実績を有する者
（イ）岐阜県内での公的機関採択事業におけるＡＩ活用研修の指導経験を有する者

４　募集期間
令和８年１１月１９日（木）から１１月２６日（木）まで

５　応募方法
次の書類を下記応募先に提出すること。（郵送又は電子メール）
（１）　専門家登録履歴書（様式１）
（２）　各種資格等を証する書類の写し
（３）　自らの専門分野における農業経営者等への支援実績（任意様式）
（４）　国が提供する研修プログラムを受講している場合は、修了証書等の写し
※ 郵送による場合は、募集期間中に必着とします。
※ 様式は、県ホームページから入手できます。

６　応募先
岐阜県農政部 農業経営課　経営強化係
〒500-8570　岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
電話番号：058-272-8433
電子メール：c11419@pref.gifu.lg.jp

７　選考方法
応募書類をもとに書類審査及び面接を実施する。

８　その他
（１）応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
（２）提出された書類及び添付資料は返却しない。
（３）使用する言語は日本語に限る。